

## WideAngle プロフェッショナル サービス 脆弱性見える化ソリューション利用規約

2021年4月1日 MSSセ00752950号 実施

### 第1章 総則

#### 第1条 (本規約の制定)

当社は、WideAngle プロフェッショナル サービス脆弱性見える化ソリューション 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づき WideAngle プロフェッショナル サービス脆弱性見える化ソリューション（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスに係る契約者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

3 本サービスの内容を規定した本サービス仕様書を含め、脆弱性見える化ソリューションに関する諸規定は、この利用規約の一部を構成するものとします。

#### 第2条 (本規約の範囲)

本規約に定める諸条項は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

#### 第3条 (本規約の変更)

当社は、本規約の内容を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、第28条（契約者に対する通知）に定める方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が特段の申し出なく本サービスを利用したとき、料金を支払ったとき、その他当該変更に特段の異議なく承認したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りのない限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

#### 第4条 (用語の定義)

この本規約書において、次の用語は次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス利用開始日」とは、年額モデルの場合は申込書に記載の利用開始希望日を指し、月額モデルの場合には申込書の利用希望期間の初日を指します。ただし、当社からの通知により開始希望日を変更した場合には、変更した内容を指します。
- (2) 「契約者のエンドユーザー」とは、契約者を介して本サービスを利用する者であって、契約者の関連会社もしくは顧客、又は第23条（再販）により契約者が再販又は卸売等をする第三者等を含みます。
- (3) 「年額モデル」とは、本サービスの料金プランの一つであり、契約者が年単位で本サービスの料金を支払うプランを指します。
- (4) 「月額モデル」とは、本サービスの料金プランの一つであり、契約者が月単位で本サービスの料金を支払うプランを指します。

- (5) 「本サービス提供期間」とは、年額モデルの場合は申込書で年契約として指定した期間を指し、月額モデルの場合は申込書に記載した利用希望期間を指します。
- (6) 「NW 脆弱性診断」とは、本サービスのオプションメニューの一つであり、ネットワークに対する脆弱性診断を行うものを指します。

## 第5条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

## 第6条 (申込みと承諾)

本サービスの利用を希望する場合は、本規約ならびに提供条件書等に同意の上、当社申込書又はそれに準じる書面（変更申込書も含みます。以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記載し、当社に申込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾したことを見た時をもって契約の成立とします。（以下、成立した契約を「本契約」、承諾した時を「契約締結日」といいます。）

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望する本サービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が当社の提供する本サービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が第18条（当社が行う契約の解約）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 当社からの本サービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合

(6) 前各号の他、当社の業務に支障があるとき

4 申込みの承諾後であっても、当社は前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取消す場合があります。この場合、当社は取消しにより契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、申込者に対しその旨を通知します。

## 第7条 (本契約の変更)

本サービス提供期間中に契約者が本契約の内容を変更しようとする場合、当社変更申込書に必要事項を記載し、当社に申込むものとします。なお、当社が当該変更の申込みを承諾した時点で当該変更が有効となるものとします。

2 当社は、契約者が本サービス提供期間を延ばす又は利用者数もしくは管理対象 IP/ホスト数を増やすために行った変更の申込み、又は有償オプションの追加のみ承諾するものとします。なお、本サービス提供期間変更において、変更申込書に記載される本サービス利用開始日は当該申込みを行った日以降の日付とする

ものとします。

3 契約者は、本サービス提供期間を短縮する又は利用者数もしくは管理対象 IP/ホスト数を減らしたい場合には第19条（契約者が行う契約の解約）に基づき、本契約を解約の上、再度申込みをするものとします。なお、当該変更のための解約であっても、契約者は第20条（解約時の料金の計算等）に基づいて計算をされた料金の支払いを要するものとします。

4 当社が契約者による本契約の内容の変更の申込みを承諾後、当該変更後の料金と既に契約者から支払いを受けた金額に差額が生じた場合には、本サービス提供期間に応じて別途精算するものとします。

## 第2章 サービス

### 第8条 （本サービスの提供）

当社は本サービス利用開始日に、申込みを受けた本サービスの提供を開始します。

2 当社が本サービスの提供を開始するために契約者が満たすべき条件が、提供条件書等又は申込書に記載されている場合、契約者は、サービス利用開始日までにその条件を満たすものとします。

3 当社は、本サービス利用開始日に本サービスの提供を開始することが困難な場合、本条第1項にかかわらず、契約者に通知の上、本サービス利用開始日を変更することができます。

4 前項に基づき、本サービス利用開始日が変更された場合であっても、年額モデルで契約した場合、当該本サービス提供期間は変更前の本サービス利用開始日から起算され、月額モデルで契約した場合、本サービス提供期間の末日は申込書に記載のものから変更されないものとします。

4 前項の場合において、当社の責に帰すべき事由によりその変更が生じたものでないときは、当社は、本サービス利用開始日の変更のため追加で必要となる費用の支払いを契約者に請求することができ、契約者はこれを支払うものとします。

5 年額モデルの場合、契約者が本サービス提供期間満了日の30日前、月額モデルの場合は本サービス提供期間満了日の14日前までに当社に書面で本契約の更新をしない旨を通知しない限り、本サービス提供期間満了時と同一の内容で契約を更新します。

### 第9条 （提供中止）

(1) 当社は、次の場合には本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

(2) 当社の設備の保守上、工事上又は本サービス提供上やむを得ないとき。

(3) 天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難となったとき。

(5) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。

(6) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。

2 前項の規定により本サービスの提供を中止する場合、予めその理由、中止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第10条（本サービスの廃止）

当社は、当社の都合（本サービスの提供に必要な当社と第三者との契約の終了によるものも含みますがこれに限りません。）により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの全部又は一部の廃止があったときは、本サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの全部又は一部の廃止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は本条第1項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、その旨を当該廃止の3か月前までに、あらかじめ契約者に通知します。

5 本サービスの全部又は一部の廃止にかかる本サービスの料金のうち、契約者が当該廃止がなされた日以後の料金を既に支払っていた場合、当社は、該当部分に相当する金額を契約者に返還するものとします。

## 第11条（提供停止）

当社は、契約者又は契約者のエンドユーザーが次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1) 本規約に違反をした場合

(2) 本サービスの運営を妨害又は当社の名誉もしくは信用を著しく毀損した場合

(3) 当社に損害を与えた場合

(4) その他、契約者として不適当と当社が合理的に判断する場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの停止をするときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び予定期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は事後に通知します。なお、これにより契約者に発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。

## 第3章 料金

### 第12条（料金）

本契約に係る料金は当社が別途定めるものとします。

### 第13条（年額モデルの料金の支払い）

年額モデルで契約した場合、契約者は当社からの請求に基づき、当社が別途定める本サービスの1年間の料金を一括して支払うものとします。

2 当社は、当社請求書により本サービスの料金の支払いを請求し、契約者は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、当社が指示する方法により支払うものとします。

3 本サービス提供期間中に当社による提供中止又は提供停止があったとしても当社は当該提供中止又は

提供停止の期間に相当する料金の減額や返金は行わないものとします。

4 当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。）が生じた場合、そのことを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間に相当する料金の支払いは要しません。なお、契約者がすでに当該料金を支払っている場合には、当社から契約者に当該料金を返金するものとします。ただし、当該料金は契約者が支払うべき1年間の料金を12で除した額を超えないものとします。

#### 第14条（月額モデルの料金の支払い）

月額モデルで契約した場合、契約者は本サービス利用開始日が含まれる月の翌月から起算して、契約の解約があった日を含む月の末日までの期間について、料金の支払を要します。

2 当社は、当社請求書により本サービスの料金の支払いを請求し、契約者は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、当社が指示する方法により支払うものとします。

3 本サービス提供期間中に当社による提供中止又は提供停止があったとしても当社は当該提供中止又は提供停止の期間に相当する料金の減額や返金は行わないものとします。

4 当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。）が生じた場合、そのことを当社が知った時刻以後のその状態が継続した場合、当該時間に相当する料金を月額料金を上限として次月の料金から相殺します。ただし契約の解約等により月額料金の相殺ができない場合は、当該料金の支払いはしません。なお、契約者がすでに当該料金を支払っている場合には、当社から契約者に当該料金を返金するものとします。

#### 第15条（延滞利息）

契約者の支払が遅延した場合、当社は契約者に対して、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し、年14.5%の割合で計算して得られた額を遅延利息として請求することができるものとします。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

### 第4章 契約者の義務

#### 第16条（契約者の義務）

契約者は、以下の事項を遵守するものとします。また契約者は、契約者のエンドユーザーに本サービスを利用させる場合は、契約者のエンドユーザーに対して、以下の事項を遵守させるものとします。

- (1) 当社が本サービスを提供するにあたり、契約者と当社との間で送受信され又は当社が保管する契約者の情報及び資料は、常に管轄法域の法令を遵守していることを保証すること。
- (2) 当社が本サービスを提供できるようにするために、当社が適宜要求する契約者の情報を当社が定める期間内に提供すること。全ての提供された情報は正確、完全かつ誠意をもって提供されるものでなければならず、当社はこれに依拠することができるものとします。

- (3) 当社が本サービスの利用の前提となる要求条件を本サービス仕様書に記載し又は書面にて通知するとき、契約者のネットワーク、システム又は端末を、本サービス利用開始日までに当該条件に適合させること。当社が要求条件を変更した場合も同様とします。
- (4) 本契約の締結の際又はそれ以降当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社に届け出ること。
- (5) 第三者のネットワーク、システム又は端末を当事者の承諾なく本サービスの対象とし、当該第三者の正常な通信を妨げないこと。
- (6) 不正アクセス行為又は不正プログラムの送信をしないこと。
- (7) インターネット上での本サービスに適用される当社の方針である Acceptable Use Policy ( <http://www.ntt.com/aup/> ) を遵守すること。
- (8) 当社が本サービス仕様書に記載している利用方法以外の手段でアクセスを行わないこと。
- (9) その他、当社が客観的かつ合理的理由により不適当と判断する行為を行わないこと。

#### 第17条（契約者の義務違反）

当社は、契約者もしくは契約者のエンドユーザーが前条に規定される義務を怠ったとき又は本条に規定される義務を怠ったことにより本サービスに支障が生じたと当社が判断したときは、当社が必要だと判断するあらゆる手段（本サービスの提供停止又は本契約の解約を含みますが、これに限りません。）をとることができるものとし、その場合に必要な作業の費用を契約者に請求できるものとします。

## 第5章 契約の解約

#### 第18条（当社が行う契約の解約）

当社は、次のいずれかに該当する時は、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約の全部又は一部を以下の場合に解約できます。なお、本条に基づく当社による本契約の全部又は一部の解約により契約者に損害が発生しても、当社は契約者に対して損害賠償責任を負わなものとします。

- (1) 契約者が当社に対して支払うべき金額を期限内に支払わなかった場合
- (2) 本契約の全部又は一部に係る本サービスの全部又は一部の提供においてセキュリティ情報提供元等の外部サービスのサポートを受けられなくなった場合
- (3) 本契約上の義務に違反する状態が継続し解消されない場合
- (4) 契約者の事業又は財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (5) 前各号のほか、契約者が、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をした場合

#### 第19条（契約者が行う契約の解約）

契約者は、本契約の全部又は一部の解約を希望する場合、年額モデルでの契約者は解約を希望する日の 30

日前までに、月額モデルの契約者は解約を希望する日の 14 日前までに当社に書面により通知するものとします。

#### 第20条（解約時の料金の計算等）

本サービス提供期間内に本契約の全部又は一部を解約した場合、その解約が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に、以下の通りのサービス利用料を適用し、当社が定める日までに一括で支払うものとします。

- (1) 1年契約の途中解約は、同一利用条件(IP数、利用人数、診断IP数)の場合の月額モデルの料金を適用します。
- (2) 3年契約で利用期間が1年以上、2年未満の場合の途中解約は、同一利用条件(IP数、利用人数、診断IP数)の場合の1年モデルの料金と、1年を超過した月数分について月額モデルの料金を合算した額を適用します。
- (3) 3年契約で利用期間が2年以上の場合の途中解約は、同一利用条件(IP数、利用人数、診断IP数)の場合の1年モデルの料金を2年分と、1年を超過した月数分について月額モデルの料金を合算した額を適用します。
- (4) 5年契約で利用期間が3年未満の場合の途中解約は、利用期間に応じて上記(1)～(3)の料金を適用します。
- (5) 5年契約で利用期間が3年以上、4年未満の場合の途中解約は、同一利用条件(IP数、利用人数、診断IP数)の場合の3年モデルの料金と、3年を超過した月数分について月額モデルの料金を合算した額を適用します。
- (6) 5年契約で利用期間が4年以上の場合の途中解約は、同一利用条件(IP数、利用人数、診断IP数)の場合の3年モデルの料金、1年モデルの料金、および4年を超過した月数分について月額モデルの料金を合算した額を適用します。

また、解約日以前に契約者が支払っていない料金がある場合には、当該料金を含めて一括で支払うものとします。

## 第6章 付加機能

#### 第21条（付加機能）

当社は契約者から請求があったときは、付加機能としてNW脆弱性診断を提供します。付加機能の詳細についてはサービス仕様書にて定めます。

2 当社は、当社が付加機能の提供を受けている第三者より本サービス当社に当該付加機能の提供がなされなくなった場合（当該第三者との契約の終了を含みますがこれに限りません。）には、その付加機能の提供を停止します。

## 第7章 付帯サービス

### 第22条（付帯サービス）

本サービスに関する付帯サービスの詳細に関しては、サービス仕様書の定めるところによります。

## 第8章 再販

### 第23条（再販）

契約者は、当社の事前の書面による同意なく本サービスを第三者に対して再販しないものとします。

2 契約者が前項に基づいて再販を行う場合、契約者は次の各号に従うものとします。

- (1) 当社による本サービスもしくは類似のサービスの提供を妨げ、又は妨げるおそれのある方法で本サービスを再販しないものとします。
- (2) 本規約における自己の義務と同等以上の義務を契約者のエンドユーザーに課すものとし、当該契約者のエンドユーザーに義務違反があった場合は、自己の義務違反として責任を負うものとします。
- (3) 契約者のエンドユーザーからの問い合わせ、クレーム、損害賠償請求、紛争に対しては、契約者の責任と費用で対応するものとし、当社は、本規約に定める範囲内で、契約者に対してのみ、責任を負うものとします。
- (4) 契約者のエンドユーザーに本サービスの更なる再販を許諾しないものとします。

## 第9章 雜則

### 第24条（非保証）

当社は、本サービスが契約者の利用目的に合致していること又は有用であること、障害その他の故障がないこと、完全性、正確性及び第三者の権利を侵害していないこと（これらを含みますが、これらに限りません。）について、何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても責任を負いません。また、契約者は契約者の利用目的に合った結果を得るために本サービスの選択したこと、本サービスを利用するための準備およびその利用方法、本サービスの利用によって得られた結果についてリスクを負うものとし、当社はそれらについて責任を負いません。

### 第25条（責任の除外）

当社は、以下の事項に起因するいかなる損失、損害、経費、費用又はその他補償請求について責任を負わないものとします。

- (1) 契約者および契約者のエンドユーザーのネットワーク、システム又は端末が原因の全部又は一部となって生じる本サービスの機能低下又は中断。
- (2) インターネット及び契約者が契約したネットワークの通信の中止又は遅延。
- (3) 当社の設備で扱われる契約者又は第三者に係る通信ログ、ドキュメント、プログラム又は設定等データ

について、全部又は一部の消失。

- (4) 第三者のネットワーク、システム又は端末に対し当該第三者の承諾なく行われた契約者による本サービスの利用（契約者が意図的でない場合も含みます）。
- (5) 本サービスの全部又は一部の提供中止、提供停止、解約又は廃止に起因する事象。

## 第26条（損害賠償）

当社は、その責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、第13条（年額モデルの料金の支払い）第4項、第14条（月額モデルの料金の支払い）第4項の適用に加え、本契約の解約の有無にかかわらず、年額モデルの契約者は、契約者が支払うべき1年間の料金を12で除した額を上限とし、月額モデルの契約者は損害の原因となった事象が発生した月にかかる1ヶ月分の料金を上限として、逸失利益を除く契約者に現実に生じた通常の損害を賠償するものとします。当社は、その予見の有無を問わず、特別損害、間接損害等については責任を負わないものとします。

## 第27条（不可抗力）

地震、台風、津波、落雷、パンデミックその他の天災地変、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当該当事者の合理的な管理を超える事由（以下「不可抗力」という）により、本契約に基づくいずれかの当事者の義務の全部又は一部の不履行又は遅滞が生じた場合、当該当事者は相手方当事者に対して、当該不履行又は遅滞についての責任を負わないものとします。ただし、本契約に基づく契約者の当社に対する金銭債務については、本項の適用を受けないものとします。

## 第28条（契約者に対する通知）

当社から契約者への通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法、又はFAX番号宛にFAXを送信する方法により行います。この場合、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者のFAX番号宛にFAXを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送する方法により行います。この場合、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 当社のWebサイト上に掲載する方法により行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法により行います。この場合、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

## 第29条（知的財産の帰属）

本サービスの提供に関連して当社が契約者に提示するソフトウェア等のプログラム（本サービスのユーザー

インターフェース画面を含む)、ドキュメント(本規約書、本サービス仕様書、申込書、マニュアル及びレポート等を含む)、および本サービスから契約者に提供される情報(セキュリティ情報に関する通知メールを含みますがこれに限りません。プログラム、契約者に提供される情報、物品及びドキュメントを総称して以下、「プログラム等」という)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。(契約者から提供されたコーポレートマーク、その他画像についてはこの限りではありません。)なお、上記に関しては契約の解約又は終了後も同様の扱いとします。

### 第30条(知的財産の取り扱い)

契約者は、プログラムおよび脆弱性情報等を次のとおり取扱うものとします。

- (1) 本規約で定めた範囲内でのみ使用し、他の目的に使用しない。
- (2) 転用・複製・改変・翻訳・編集・転送等を行わず、又、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行わない。
- (3) 当社への事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示・貸与・譲渡・使用許諾・担保設定等しない。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しない。
- (5) 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

### 第31条(第三者委託)

当社は本サービスを提供するにあたって、その全部又は一部を第三者に委託する場合があり、契約者はそれに同意するものとします。

### 第32条(データ等の削除)

当社の設備を保全するため、当社は契約者が本サービスの利用中に本サービスに登録した情報(資産やソフトウェアの情報を含みますがこれに限りません。)は登録した日から起算して7年で消去するものとします。

2 第10条(本サービスの廃止)、第18条(当社が行う契約の解約)、第19条(契約者が行う契約の解約)、もしくは本サービス提供期間満了により、本サービス中の契約者の登録データ等をサービス仕様書に従い適切に消去します。

3 第9条(提供中止)第1項又は第11条(提供停止)第1項に該当し、当社がやむを得ないと判断した場合は本サービスの契約者の登録データ等を消去することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し事後遅滞なくその旨を通知するものとします。

4 当社は本条に規定する内容に起因して発生した契約者又は第三者の損害について責任を負わぬものとします。

### 第33条(個人情報の取り扱い)

本サービスの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いは、プライバシーポリシー

( <http://www.ntt.com/privacy/> ) の定めるところによります。

#### 第34条（脆弱性情報を含むデータの削除）

契約者は、本サービスから得られた脆弱性情報を、以下の場合に削除するものとします。

- (1) 本サービスが利用する脆弱性情報配信サービスが、サービスを終了したとき。
- (2) 契約者が、本契約を終了または解約するとき。

#### 第35条（情報の取り扱い）

当社は、サービスの提供を通じて得られる、脆弱性情報、および脆弱性情報対策管理機能で管理する対策状況に関する情報(発見された脆弱性数・頻度、対策要否、対策不要申請結果、対策計画、対策内容、対策登録までの期間、対策完了までの期間)、資産情報登録状況(登録ホスト数、IP アドレス数、利用ソフトウェア、利用バージョン、更新頻度)、ユーザアクセス状況(ID 登録数、日ごとのログインユーザ数)、ネットワーク診断利用状況(診断済みホスト数、診断回数、診断頻度、発見された脆弱性数)について、以下の利用を行うことがあります。契約者はそれに同意するものとします。

- (1) 契約者の利用するサービスの有用性を高めるため、対策状況について分析を行い、セキュリティ対策のデータとして利用すること。
- (2) セキュリティに関する啓発を目的として、サービスの契約者が特定されない態様に加工した上で、レポート等にまとめ、公表すること。
- (3) 本サービスの開発、提供、または運用のために利用すること。

#### 第36条（秘密の保持）

いずれの当事者も、本契約に関連して相手方当事者から開示された機密情報を、相手方当事者の書面による事前の承諾なく第三者に公表し、漏洩し、又は本契約履行の目的以外に使用してはならない。本契約において「機密情報」とは、本契約を通じて知り得た相手方当事者の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは機密情報には含まれません。

- (1) 開示の時において公知である情報。
- (2) 受領者への開示後に受領者の責に帰すべからざる事由により公知の事実となつた情報。
- (3) 受領者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (4) 受領者が開示者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報。
- (5) 開示者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報。

3 本条第1項の規定にかかわらず、当社は、本規約に定める義務の履行のために必要な範囲で機密情報を開示できます。この場合、当社は、当該再委託先に対して、当該機密情報が秘密である旨を明示し、当該再委託先に本契約の当社の義務と同等の機密保持義務を課すものとします。

4 いずれの当事者も、法令又は裁判所の判決もしくは官公庁の決定、命令、その他により開示を要求され

た場合、必要最小限度の範囲で相手方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができます。ただし、当該受領者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示の前にその旨開示者に通知するものとします。

5 本条に定める義務は、本契約の終了後1年間、引き続き有効に存続するものとします。

### 第37条（権利義務の譲渡の制限）

契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は譲渡することはできません。ただし、当社からの事前の承諾がある場合はこの限りではありません。

### 第38条（管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第39条（準拠法）

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

### 附則（2021年3月5日MSSセ00752950号）

#### （実施期日）

1 この規約は、2021年4月1日より実施します。

### 附則（2020年2月19日経企M00605464号）

#### （実施期日）

1 この規約は、2020年4月1日より実施します。

### 附則（2018年8月30日経企M00384591号）

#### （実施期日）

1 この規約は、2018年9月1日より実施します。

### 附則（2025年6月20日MSSセ000400002169-01号）

#### （実施期日）

1 この規約は、2025年7月1日より実施します。